

# 日高町AED設置マップ運用開始！！



**日高町内の AED 設置施設が地図上で  
確認できるようになります**



心肺停止状態の患者さんは1分間に10%ずつ蘇生率が下がるとされており、速やかな心肺蘇生法の実施とAED（自動体外式除細動器）による除細動が必須です。

しかし、町内のAED設置施設がわからないと必要な応急手当の遅れに繋がるおそれがありますので、この度、町民の皆さんの生命を守ることを目的に「日高町AED設置マップ」をホームページ掲載する運びとなりました。

平成28年4月1日から、日高町内のAED設置施設を日高町公式ホームページ上で確認できるようになりますので、是非ご確認くださいませようお願いいたします。

また、町内でAEDを設置している施設がございましたら当該マップに掲載いたしますので、ご協力お願いいたします。

掲載希望時の申請についてはホームページ上で併せてご確認ください。

## ※AEDとは

自動体外式除細動器といい、心停止のうち心室細動と無脈性心室頻拍のいずれかの状態におちいった患者さんに実施する手当で、強い電流を流し、正規な心臓の動きを取り戻す効果がある医療機器です。

AEDを使用できるのは患者さんが心停止に陥ってから数分程度と言われておりその場に居合わせた方々の速やかな処置が必要不可欠です。

一般の方の使用については平成16年から認められており、救急講習会などで使用方法の指導も行っていますので、この機会に是非、受講ください。



担当部署：日高町役場健康福祉課

☎01456-2-6183（直通）

日高総合支所地域住民課

☎01457-6-2001（代表）

日高西部消防組合消防署救急救助係

☎01456-2-1521（代表）

消防署日高支署

☎01457-6-2244（代表）

※4月1日から課の編成替えに伴い「健康福祉課」の課名が変わります。詳しくは36ページをご覧ください。

# 【野火防止強調期間】

**実施期間 3月20日から4月19日まで**

春を迎えますと、農家などで、あぜ草焼きなどが頻繁に行われるようになりますが、この時期は空気が乾燥し地面の草が枯れているため、非常に火災の発生しやすい状況にあります。

ちょっとした気の緩みが、あなたの命や大切な財産を奪ってしまいますので、火を取り扱うときは一人一人が責任と自覚を持って行動してください。

また、家庭でのゴミ焼きは、廃棄物処理法により禁止されていますので、絶対に行わないで下さい。



## あぜ草焼きを行う際の野火防止のポイント

- ①消火の準備を必ずする。
- ②火が消えるまでその場所から離れない。
- ③風が強い日は中止する。

※あぜ草焼き等の「火災とまぎらわしい行為」を行う場合は、事前に最寄りの消防署への届出が必要です。

### 【注意事項】

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により、農業・林業又は漁業を営むために必要な焼却(例:あぜ草焼き等)、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却(例:どんど焼き等)などの一部例外を除き、ほぼ全ての産業廃棄物、一般廃棄物(家庭ゴミ)の焼却が禁止されており罰則の対象となります！

期間中に消防車両による町内広報及び警戒巡視を実施します。



引き続き「火の用心」をお願いします！

# 【春の火災予防運動】

**実施期間 4月20日から4月30日まで**

**統一標語 『無防備な 心に火災が かくれんぼ』**

※期間中、午後8時にサイレンを鳴らします。

日高町管内では平成27年中に火災が**6件**ありました。

火災の多くは火気の取り扱いの不注意や不始末から発生しており、火災は1人1人の対策や心がけによって防ぐことができます。

火災を発生させないことが一番ですが、万が一のために、自宅に「住宅用火災警報器」や「消火器」を設置し、日頃から火災予防に努めて下さい。

## ～あなたの家の“防火チェックポイント”～

次の項目を参考に、火災の原因をつくらないための住宅防火を実施しましょう。

- 家の中の適切な位置に「住宅用火災警報器」「消火器」を設置する!
- ストープの周りにカーテンや洗濯物、雑誌などの燃えやすい物を置かない!
- コンセントのたこ足配線をしない! コンセントにホコリをためない!
- 灰皿にタバコの吸い殻を溜めない! 寝タバコをしない!
- 台所のコンロの側に燃えやすい物を置かない! 火を付けている間は離れない!

日高西部消防組合消防署・日高消防団